

建設協議会協議事項

〔 日時 令和4年3月14日(月)
午前10時
場所 第四委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 新大橋整備工事（その3）請負の一部変更契約の締結について
- 2 新大橋整備工事（その4）請負の一部変更契約の締結について
- 3 新大橋整備工事（その6）請負の一部変更契約の締結について
- 4 新大橋整備工事（その3）請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 5 八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金について
- 6 市施設テナント事業者休業協力金について

新大橋整備工事（その3）請負の一部変更契約の締結について

1. 工 事 名 新大橋整備工事（その3）
2. 契 約 者 J F E ・ 穂積特定建設工事共同企業体
代表者 J F E エンジニアリング株式会社 東北支店
支店長 生田目 嘉洋
3. 工 事 期 間 変 更 前 令和2年9月2日から令和4年3月31日まで
変 更 後 令和2年9月2日から令和5年3月31日まで
365日間延長

4. 主な変更理由

新設橋P2橋脚整備にあたり、

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、最小限での人員体制としたことで、躯体施工に不測の日数を要したことによる工事期間の延長

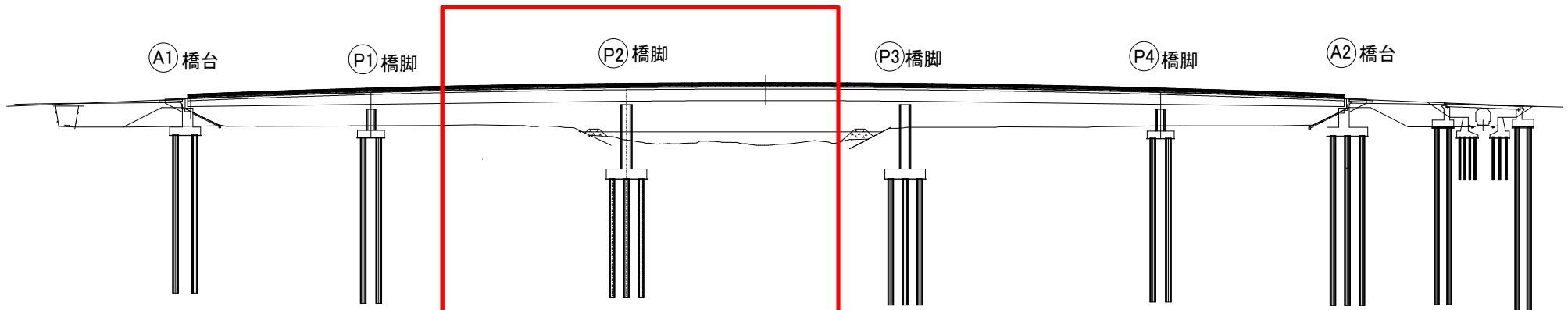
新大橋架替工事箇所 側面図

【新設橋】

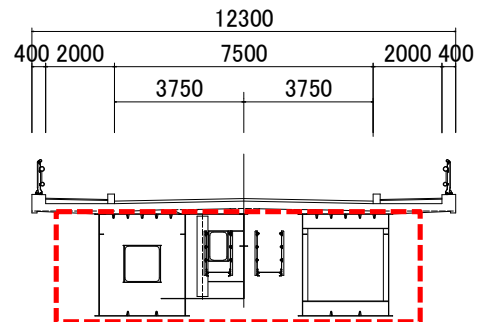
沼館地区
← 右岸側

八太郎地区
→ 左岸側

新大橋整備工事(その3)



【新設橋(上部工)断面図】



桁製作(破線囲み部の製作)

新大橋整備工事（その4）請負の一部変更契約の締結について

1. 工 事 名 新大橋整備工事（その4）

2. 契 約 者 穂積建設工業株式会社
代表取締役 石亀 晶丈

3. 契 約 額

変更前	¥650,947,000 円	
変更後	¥699,061,000 円	
増減額	¥48,114,000 円	(7.4%増額)

4. 工 事 期 間

変更前	令和2年9月2日から令和4年3月31日まで
変更後	令和2年9月2日から令和5年3月31日まで 365日間延長

5. 主な変更理由

新設橋P3橋脚整備にあたり、

- 掘削時における地下水流入の影響が大きかったため、水替工を当初設計の釜場排水工法から、より強力に排水できるディープウェル工法へ変更したことによる増額
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、最小限での人員体制としたことで、躯体施工に不測の日数を要したことによる工事期間の延長

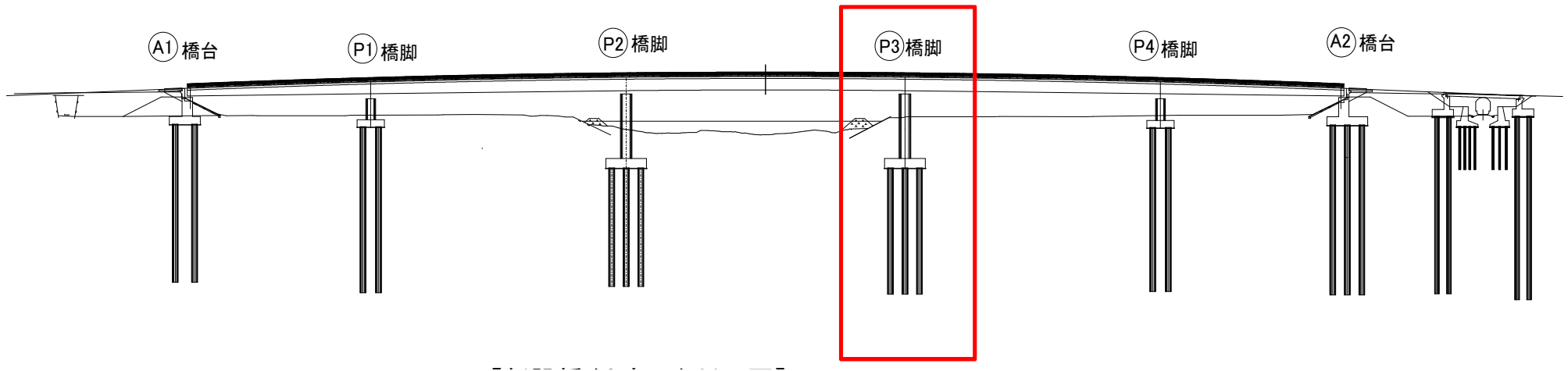
新大橋架替工事箇所 側面図

【新設橋】

沼館地区
← 右岸側

八太郎地区
→ 左岸側

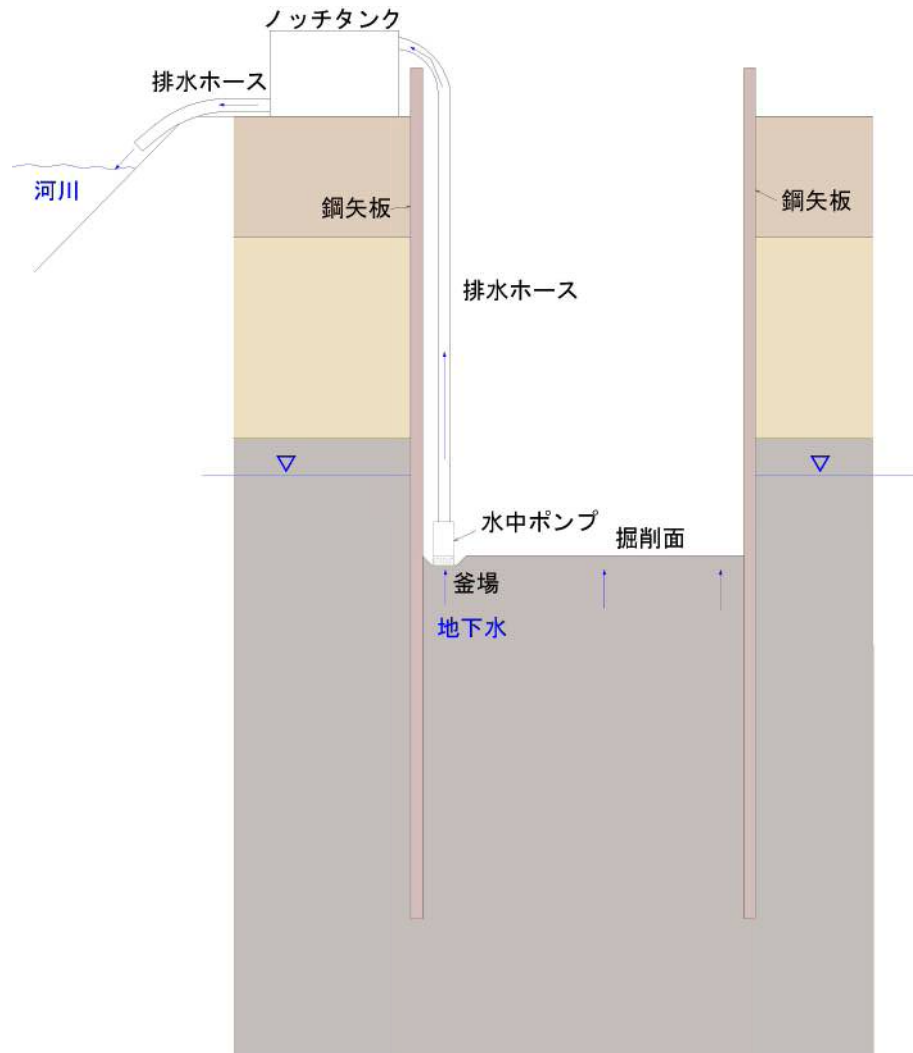
新大橋整備工事(その4)



水替工詳細図（新設橋P3橋脚）

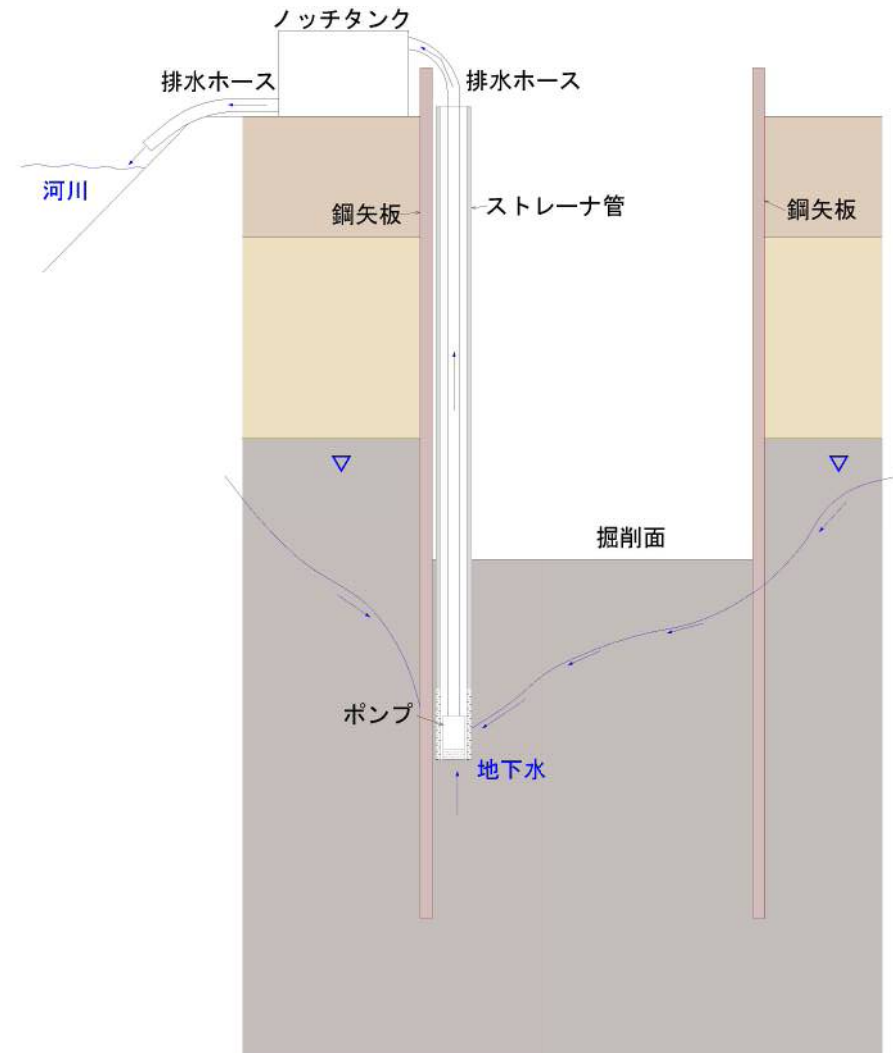
【変更前】

釜場排水工法



【変更後】

ディープウェル工法



新大橋整備工事（その6）請負の一部変更契約の締結について

1. 工 事 名 新大橋整備工事（その6）

2. 契 約 者 株式会社 田名部組
代表取締役 田名部 智之

3. 契 約 額	変 更 前	¥552,629,000 円	
	変 更 後	¥612,447,000 円	
	増 減 額	¥59,818,000 円	(10.8%増額)

4. 主な変更理由

新設橋A 2橋台整備にあたり、

- ・仮締切堤と既設堤防における法面保護及び浸食防止に係る仮設工の工期短縮を図るため、当初設計の連節ブロックと吸いだし防止材について、これらが一体となったブロックマットへ変更したことによる増額
- ・河川の異常増水時における浸食防止を一層強化するため、袋詰玉石207袋の設置を加えたことによる増額

新大橋架替工事箇所 側面図

【既設橋】

新大橋整備工事(その6)

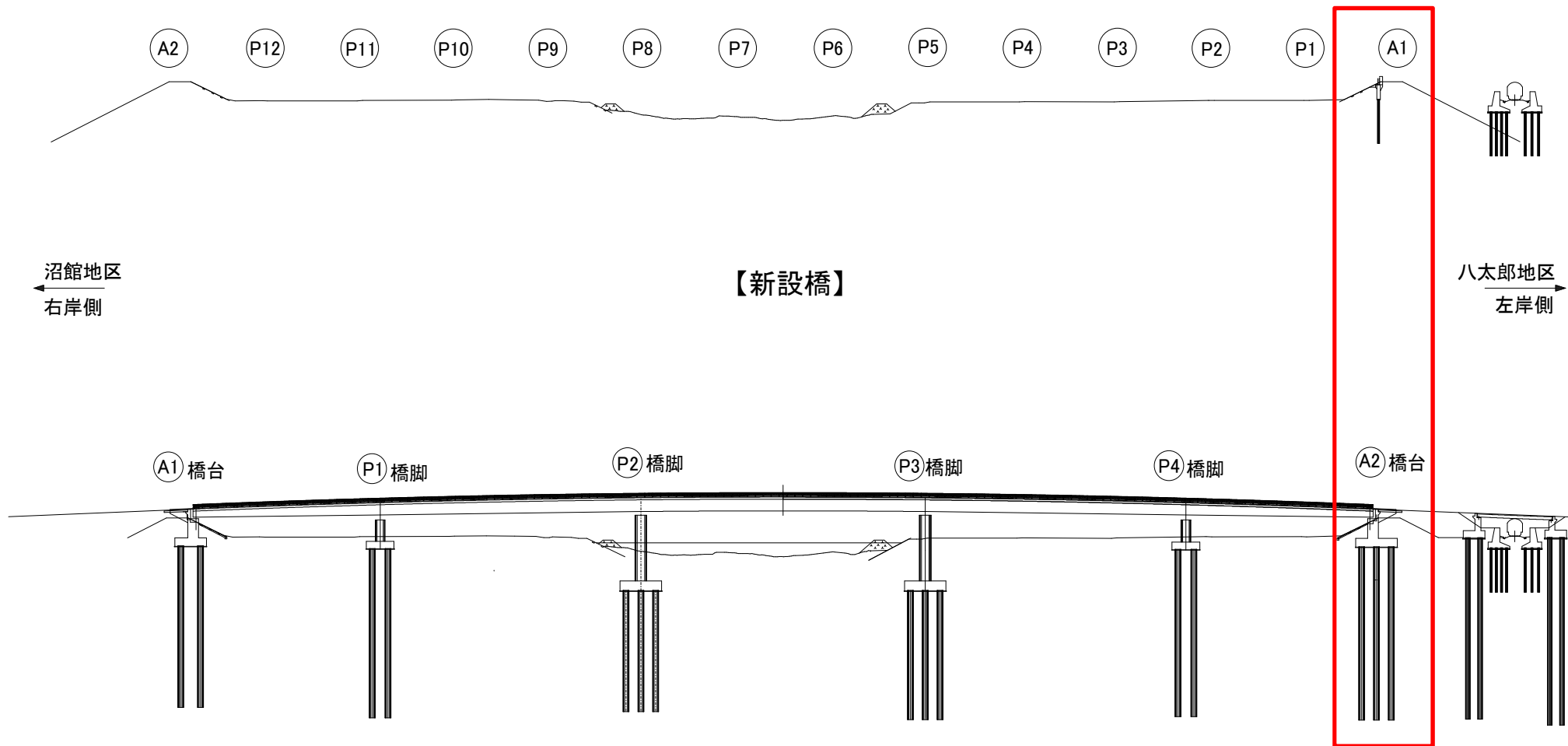
A2 P12 P11 P10 P9 P8 P7 P6 P5 P4 P3 P2 P1 A1

沼館地区
右岸側

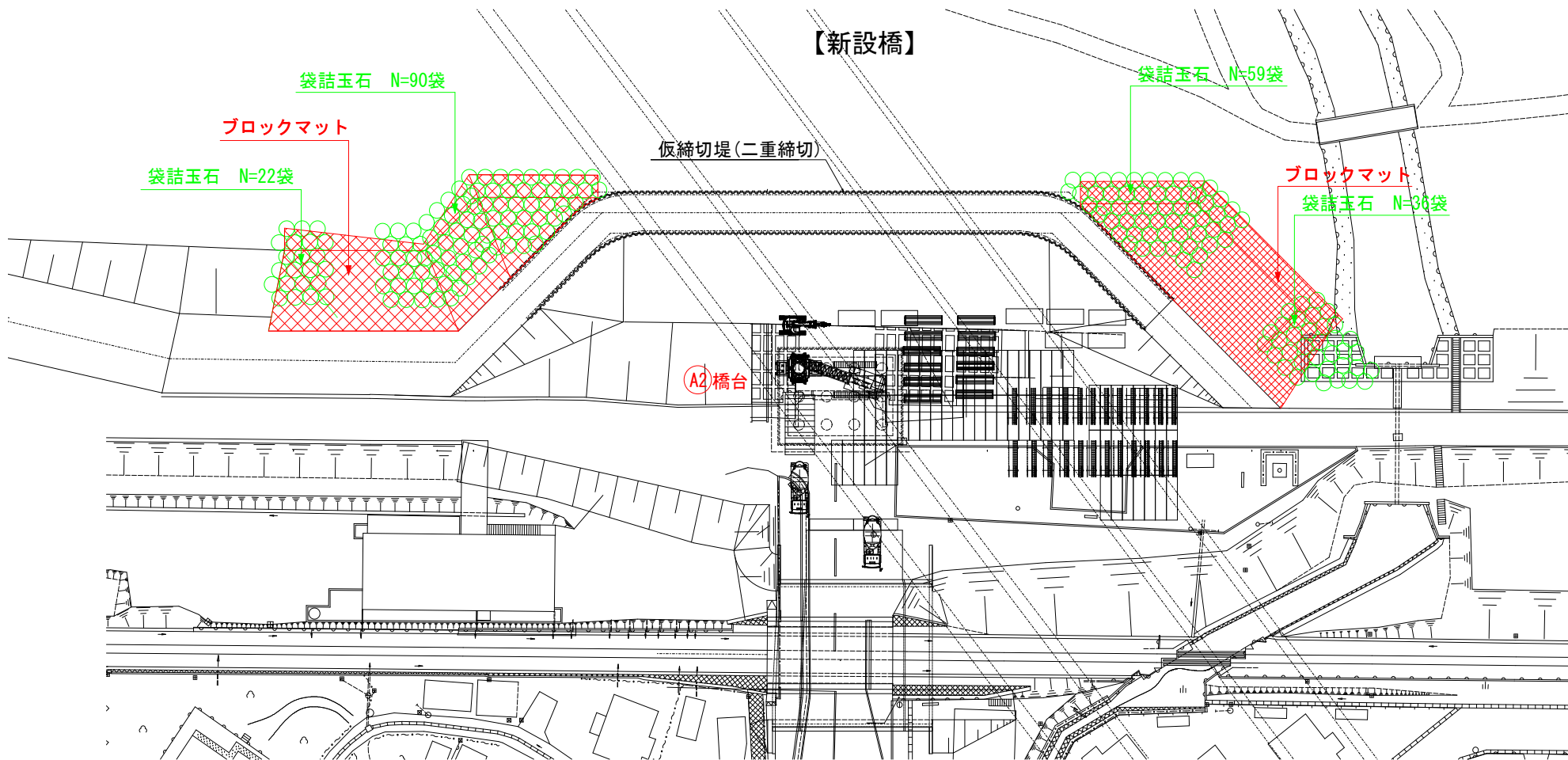
【新設橋】

八太郎地区
左岸側

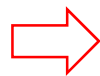
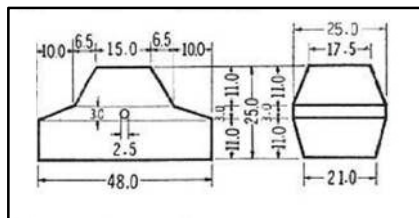
A1 橋台 P1 橋脚 P2 橋脚 P3 橋脚 P4 橋脚 A2 橋台



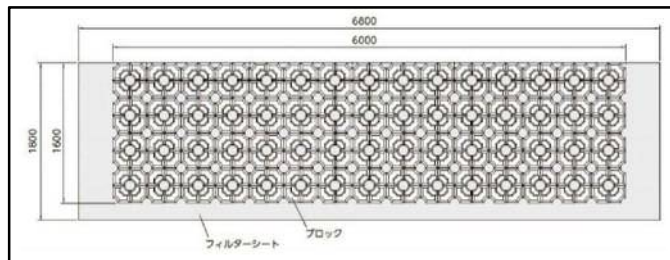
新大橋架替工事箇所 平面図



変更前(連節ブロック)



変更後(ブロックマット)



袋詰玉石



新大橋整備工事（その3）請負の一部変更 契約の締結をすることの専決処分について

1. 工 事 名 新大橋整備工事（その3）
2. 契 約 者 J F E ・穂積特定建設工事共同企業体
代表者 J F Eエンジニアリング株式会社 東北支店
支店長 生田目 嘉洋
3. 専決処分の理由

契約額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき専決処分した
もの
4. 契 約 額 変 更 前 ¥1,782,649,000 円
変 更 後 ¥1,834,316,000 円
増 減 額 ¥51,667,000 円 (2.9%増額)
5. 主な変更理由

新設橋P2橋脚整備にあたり、

 - ・掘削時における地下水流入の影響が大きかったため、水替工を当初設計の釜場排水工法から、より強力で排水できるディープウェル工法へ変更したことによる増額
6. 専決処分年月日

令和4年3月10日

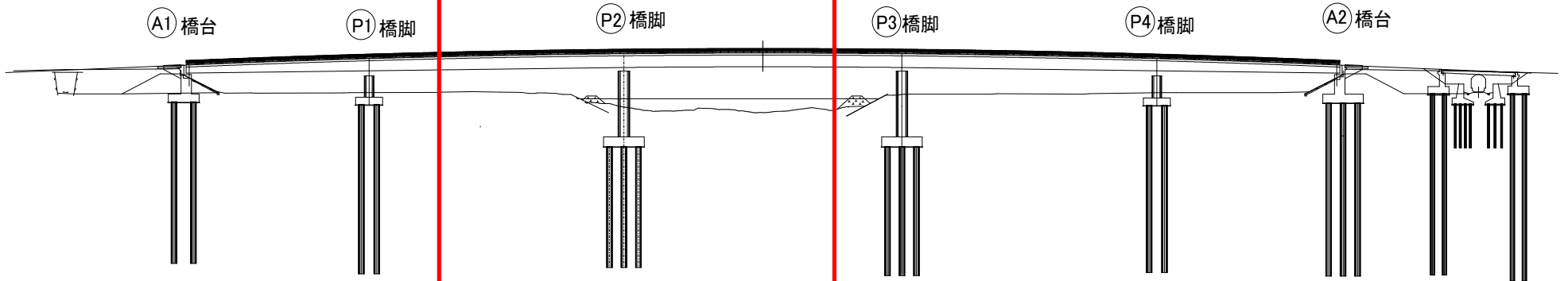
新大橋架替工事箇所 側面図

【新設橋】

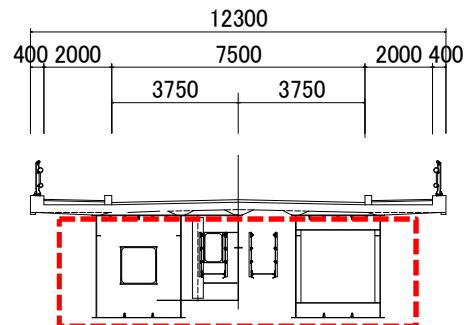
沼館地区
← 右岸側

八太郎地区
→ 左岸側

新大橋整備工事(その3)



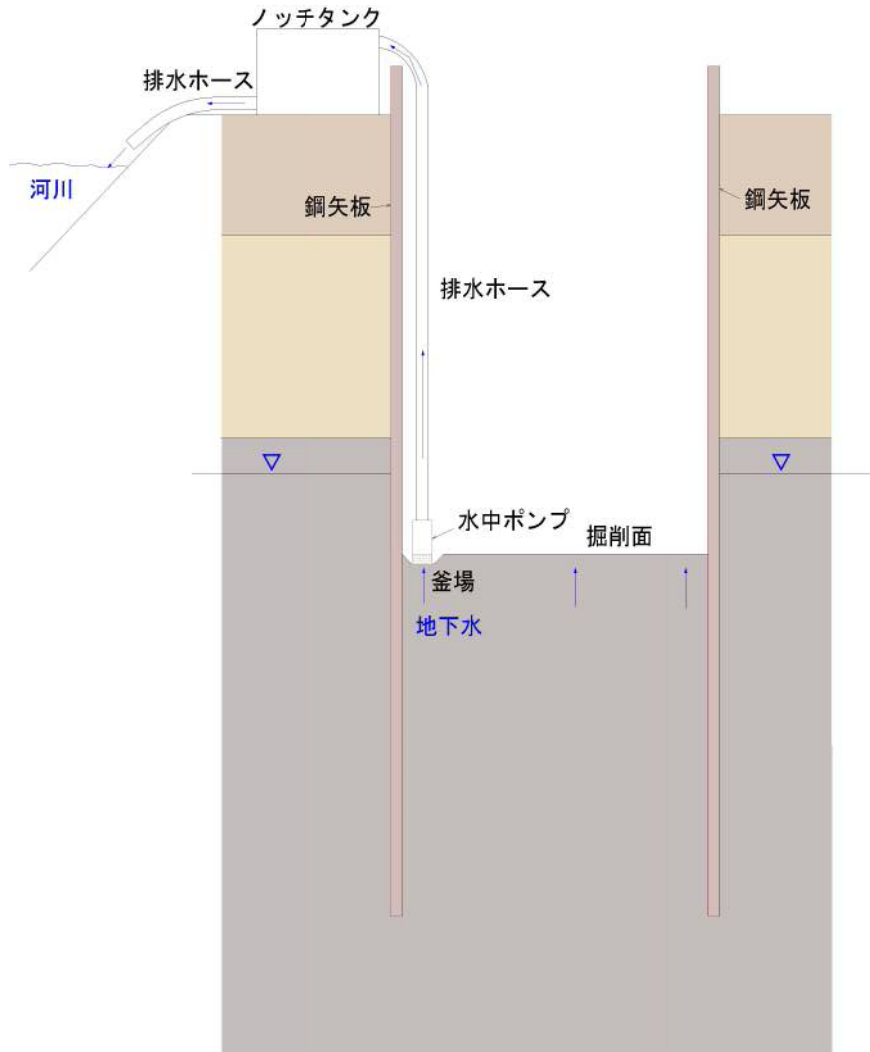
【新設橋(上部工)断面図】



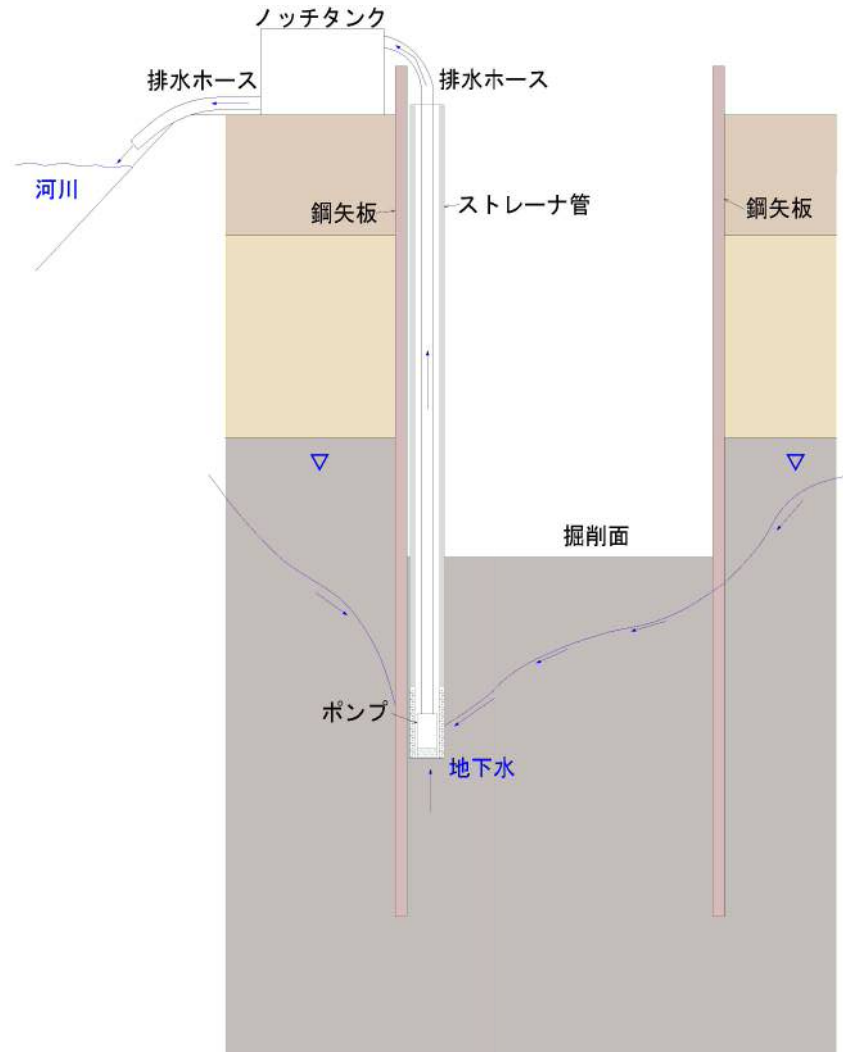
桁製作(破線囲み部の製作)

水替工詳細図（新設橋P 2 橋脚）

【変更前】
釜場排水工法



【変更後】
ディープウェル工法



八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金について

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている路線バス及びタクシー事業者に対して、その事業継続に必要な車両維持を支援し、地域公共交通を維持するもの。

2 予算額 41,000千円（青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金）

3 対象事業者

八戸市内に事業所または事務所があり営業している次の事業者

①路線バス事業者

道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

②タクシー事業者

道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

但し、福祉輸送事業限定の許可を受け、福祉タクシーや介護タクシー等に限定して事業を行うものを除く。

4 支援金の額

①路線バス事業者：1台あたり10万円 【想定：3事業者・計175台】
（申請時点で所有する一般路線バス車両のうち、市内の事業所等に属するバス車両）

②タクシー事業者：1台あたり5万円 【想定：26事業者・計470台】
（申請時点で国土交通省東北運輸局に登録し、所有するタクシー車両）

5 交付要件

①令和3年10月から令和4年3月までの期間で、いずれかの連続する2か月の事業収入の合計額が、令和元年10月から令和2年3月、もしくは、令和2年10月から令和3年3月のいずれかにおける同期間の事業収入の合計額と比較して3割以上減少していること。

②申請時において、今後も事業継続の意思を有すること。

③令和3年度において納付すべき市税等について滞納が無いこと。

④申請者（法人の場合、代表者及び役員）が暴力団員等に該当しないこと。

市施設テナント事業者休業協力金について

1. 目的

令和4年1月より実施している市公共施設の休館措置により、休業せざるを得ないテナント事業者に対し、協力金を支給することで、テナント事業者の雇用の維持および経営の継続を支援するもの。

2. 対象経費及び額

令和3年1月、2月及び3月の売上高の7割の額に対し、市の休館措置により休業した日数を、1月は31日、2月は28日、3月は31日で除した数を乗じて得た額。

ただし、令和3年1月から3月の売上実績が無い場合は、令和3年10月から12月までの期間のうち、最も高い月の売上高を積算の基準額とする。

また、上限額は休業1日当たり25,000円とする。

(ただし書き以降は該当施設なし。)

3. 交付対象者及び予定額

館鼻公園（みなと体験学習館カフェ）テナント事業者 1社 100千円

4. 財源について

青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金の活用を予定。